にっぽうニュース

（令和5年11月20日）

①　商標トラブル

商標権を持っていないとどんなトラブルに遭うのか、商標権を持っていても何もしないとどうなるのか、ちょっと挙げてみます。

（1）商標権侵害

登録商標と類似の商標を、指定商品と類似の商品に使用していた場合、差止請求により商標を使用できなくなったり、損害賠償請求により利益を取られてしまったりします。

商標登録しておけば、他人に類似の商標を取られるのを防ぐことができます。他人が類似の商標を使用することを禁止できますので、他人によって自己の信用を害される心配も無くなります。

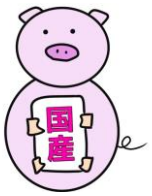

（2）信用のただ乗り（フリーライド）

商標を使用して需要者に知られるようになると、信用が蓄積していき、商品やサービスのブランド価値も高まっていきます。その積み上げた信用に便乗して類似の商標を使用されると、売上を奪われることになります。

（3）商標の希釈化（ダイリューション）

商標が広まり過ぎて誰の商標か分からなくなってしまうと、普通名称化して商標としての機能を失ってしまいます。その例として、ジープ、セメダイン、トランポリン、エレベーター、セロハン、ヨーヨー等があります。

（4）商標の汚染（ポリューション）

需要者は、商標を見て品質を判断しますので、粗悪品に似たような商標が付されていると勘違いして購入してしまう可能性もあります。商品関係なくイメージを損なうような使用をされると、悪評は自己に返ってきて、信用が失墜することになります。

（5）商標権の取消し

商標登録しても継続して3年以上、商標を使用していないと、他人から不使用取消審判を請求されて商標権が取り消されてしまう事態になります。実際に商標を使用していても、適切な証拠を提出できないと取り消されます。類似ではなく登録商標と同一のものを権利者が指定商品に使用していることが分かる写真や取引書類などを残しておくことです。

こちら特許部

NIPPO 日峯（ニッポウ）国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

☎ 029-228-5622

✉ info@nippo-patent.jp